



第 2 章

これまでの取組みを振り返って

1 第1期北斗市地域福祉実践計画について

第1期計画は、「ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり」を基本目標として、平成22年3月に策定された「北斗市地域福祉計画」の下に同年12月に策定されました。

本会が2町の社協の合併により発足して4年が経過し、地域福祉の推進の役割を果たす体制づくりが必要としている中で、基本目標の実現に向けた取り組むべき4項目の重点目標を柱とし、今後の目指すべき方向性と、取り組むべき活動を明確にすべく策定されたものです。

《基本目標》

～ ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり ～

重点目標

- 1 地域の課題を共有し、解決していくための地域づくりを目指します。
- 2 地域福祉の必要性にかかる意識啓発と地域づくりを主体的に担うことができる人づくりを推進します。
- 3 自立した生活を支援するためのサービス提供を推進します。
- 4 地域福祉推進のための社協体制の強化を図ります。

2 第1期計画の重点目標別成果と課題

重点目標に対応する具体的事業計画に基づく事業の成果と課題は、次のとおりです。

(1) 重点目標：『地域の課題を共有し、解決していくための地域づくりを目指します。』

❖本市内は、過疎化が進んでいる地域もあれば新興住宅地もあるなど様々な地域構成により、福祉にかかる地域的課題も異なっている中で、各町内会を単位として行われている「小地域ネットワーク活動」は、各町内会の努力により継続実施されています。しかし、事業実施計画の中にある「課題その他」では、「活動の活性化を図るため、社協職員の地域訪問活動等を実施していく必要がある。」としていますが、職員不足により実施には至っていません。今後は各町内会等とともに、新たな地域づくりを目指して取り組んでいく必要があります。

- ❖ 新規事業のうち、「サロン活動事業支援」では、平成23年度よりサロン活動費助成金の支給を実施しましたが、サロン活動の普及には至らなかったことから、サロンサポーター養成講座や実践研修会を開催するなど、関係者等への情報提供・助言を行いました。現在は、各町内会でカラオケや茶話会、運動などが行われているものの、その実施団体数は小数です。また、新たな取り組みとして、「介護予防運動から始める地域づくり」の動機づけを図るため、ふまねっと運動を導入した「ふれあい・いきいきサロン」の普及活動を行っていますので、今後はさらなる普及活動に取り組んでいく必要があります。
- ❖ 新規事業の取組みとして「身寄りのない方の死への対応」は、自分の死後に不安を持つ方に対して特別相談所を開設するとともに、具体的な対応について研究し、事業化を探っていくこととしていました。しかし、死後の不安の内容は、葬儀、納骨・永代供養、病院・施設等への未払い金の精算、遺品の整理、孤独死など様々なことがあり、これらの問題を解決するには、亡くなった後のための準備として「死後事務委任契約」という方法があります。その方法では、生前に死後の事務を行えるだけの費用を受任者に預けておく必要があります。また、孤独死の早期発見等を希望する場合は「見守り契約」をするなど、様々な契約が必要となります。これらの問題解決を行政書士等が行っているため、本会が事業化するには至っていません。なお、相談対応は、心配ごと相談事業で通年設置している「よろず相談窓口」で対応することとしています。
- ❖ また、「地域福祉にかかる情報の共有化」では、地域福祉を推進する上で、町内会や民生委員、行政が地域住民の情報を安全に共有するためのマニュアル化を図り、それぞれの共通意識を醸成することにしていましたが、平成23年の東日本大震災を機に、災害対策基本法の規定に基づき北斗市防災会議が作成した「北斗市地域防災計画」に、市が防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握して避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援計画の策定を行うことになっています。



(2) 重点目標：『地域福祉の必要性にかかる意識啓発と地域づくりを主体的に担うことができる人づくりを推進します。』

- ❖ 本会は、老人クラブ連合会をはじめとする7福祉団体のなお一層の活性化を図るため、事務局業務を担い、団体運営の支援とともに活動費助成を実施していますが、今後は、それぞれの団体が自主的な活動を自ら行う「地域福祉の推進を意識した活動ができる団体」へと、育成するための支援に努める必要があります。
- ❖ 「社協だより」を年4回発行し、福祉団体等の活動状況を紹介するなど、福祉活動の啓発を実施していますが、社協の活動がよくわからないなどの声もあることから、市民が地域福祉活動を理解してもらえるよう、情報発信の広報紙づくりに努める必要があります。



❖「北斗市社会福祉大会」は、社会福祉に貢献のあった方々を表彰し、講演等による福祉の啓蒙を図る事業として実施していますが、参加者が少なく、より多くの方々に参加いただける大会にすることが課題となっていました。近年は、福祉活動を積極的に実施している社会福祉法人の活動紹介や本会職員による介護劇で介護保険制度等のPRを行うなど、市民から評価される大会へと進展してきましたが、より多くの方々が参加できる大会に努める必要があります。



❖「福祉まつり」は、市内等で行われている福祉団体等の取組みを紹介し、楽しみながら福祉を学ぶ機会として、北海道ユニバーサル上映映画祭と同時開催し、親子連れなど様々な年齢階層の来場者により、その数は増え続けていますが、今後は様々な福祉団体が参加し、活動を発表する場となるよう、実施内容の充実を図る必要があります。



❖福祉講座やボランティア体験講座などを実施し、市民の意識啓発に努めていますが、その後のボランティア活動に結びつくまでには至っていません。今後は、地域づくりの担い手を育成する仕掛けづくりが必要となっています。

(3) 重点目標：『自立した生活を支援するためのサービス提供を推進します。』

❖本会が実施する「居宅介護支援事業」や「訪問介護事業」、「福祉有償運送事業」は、特定施設等の増加などにより利用者数は減少し、厳しい経営状況にあります。介護保険制度の改正による新たな生活支援サービスの提供体制づくりが必要になっています。



❖新規事業に掲げた「成年後見制度における法人後見事業」は、平成23年度より実施していますが、事業対象者は「市長が申し立てを行った者」としているため、その受任件数は少数です。今後は、事業対象者の要件を緩和するなど、事業拡大に取り組む必要があります。

❖また、新規事業の「法外介護サービス事業」は、介護保険や自立支援等では対応できない介護サービスを実施していて、今後も継続していく必要があります。

❖市から委託を受けている事業は、計画策定時よりも増えていますが、受託事業の実施内容の充実を図っていかねばなりません。また、本会の安定した財源を確保するためには、できる限りの事業を受託する必要があります。

(4) 重点目標：『地域福祉推進のための社協体制の強化を図ります。』

❖ 新規事業として掲げた「事務局体制の強化」では、生活困窮者自立支援事業等の受託によって、人件費の一部を確保することができたことから、前期計画の策定時よりも事務局体制の整備は進んでいます。地域福祉推進の中核組織としての機能を発揮するまでには至っていません。今後は、地域づくりを推進するための体制整備の強化を図る必要があります。

❖ 法人運営では、財源確保が最大の課題となっています。本会の法人運営の財源（人件費を除く）は、会費、寄附金及び共同募金配分金が主なもので、その額は、多様なニーズに対応できるだけのものではありません。また、法人運営の人件費は、受託金収入の一部や福祉基金の取り崩し、介護支援事業からの拠出金のほか、法人運営職員の人件費不足分（人数制限あり）を市から補助金として助成を受けていますが、新たな人員確保のための財源の確保の目途は付いていません。今後は、本会が地域福祉推進のための事業を市に提案し、自らその事業を実施して人件費の確保に取り組んでいく必要があります。



❖ 新規事業として掲げた「せせらぎ保健センター指定管理」については、計画どおり指定管理を受け、現在はファミリー・サポート・センターの職員を配置し、センターの貸出業務や施設管理を行っています。今後もこの体制を維持することとしています。

❖ 「理事会・評議員会」は、平成29年4月から施行された社会福祉法人制度改正により、新たな体制としましたが、それぞれの定数は従来どおりとしています。現在、評議員の定数は従来の30名ですが、この制度改正により評議員の定数の下限が、「理事定数の2倍を超えた数」から「理事の定数を超えること」に変更されたことから、評議員の次期改選に向けて定数の削減を検討していく必要があります。

